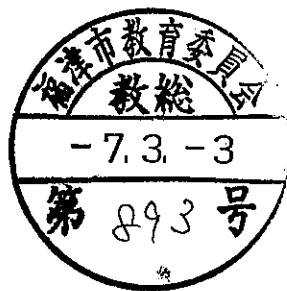


福津市教育委員会 様



令和7年3月3日

福津市立学校通学区域審議会

会長 鬼木 務

福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について（答申）

令和7年2月3日付6福教総第747号で諮問のあった福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について

福間中学校の過大規模緩和策として、光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区及び光陽台南区に、福間中学校又は福間東中学校への通学を保護者が選択できる校区選択制を導入することについて、福間中学校の過大規模の抜本的な緩和とはならないが、今後の過大規模緩和への取り組みの第一歩として、校区選択制を導入することは妥当であると認める。

2. 付言

（1）校区選択制の導入にあたっての配慮

- （ア）選択肢である学校の情報提供について、福間中学校及び福間東中学校の施設の状況や学校行事等の取り組み、部活動の状況、通学路とその安全性などの情報を、学校と連携の上、児童と保護者に積極的に説明、提示することで、選択しやすい環境を整えること。
- （イ）通学先の選択の手続きについて、児童と保護者が十分に検討することができる期間を設けること。なお、その選択決定から福間東中学校が生徒を受け入れるための十分な準備期間がとれる日程で進めること。
- （ウ）通学路の設定については、可能な限り通学距離が短くなるように考慮し、現地の状況に応じて、適宜、交通安全施設や街路灯などについて関連機関と協議・検討し、生徒が安全で通学しやすい環境を整えること。
- （エ）児童と保護者が通学先を選択するときに、不安を取り除けるように、両校区の児童や保護者達が事前に交流できる場を設けること。

(2) 制度の見直しについて

今回の校区選択制の導入は、過大規模緩和への取り組みの第一歩とし、福間中学校及び福間東中学校の生徒数の推移、学校の状況を注視しつつ、次の一歩として、校区選択制地区拡大や校区変更を計画するなど、過大規模校緩和を前に進めるために積極的に取り組んでいただきたい。なお、さらなる取り組みを進めるにあたっては、児童・生徒と保護者の意見を聞き、学校と協議を行いながら進めていただきたい。

(3) 校区外通学制度の利用促進について

過大規模校から過大規模でない学校への校区外通学制度については、利用が促進される様、状況を適切に把握しながら取り組みを進めていただきたい。

以上